

平成27年5月21日

各 位

上場会社名 アールビバン株式会社
代表者 代表取締役社長 岩本 一也
(コード番号 7523)
問合せ先 取締役経営企画室長 樋口 弘司
(TEL 03-5783-7171)

当社子会社おける和解による訴訟の終了及び特別利益発生に関するお知らせ

当社は、平成24年8月27日付「当社子会社に対する訴訟提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました、カイスアート株式会社（以下「カイスアート」といいます）ほかから平成24年7月30日付で当社子会社である株式会社ダブルラック（以下「ダブルラック」といいます）に対して提起された訴訟（以下「本件訴訟」といいます）について、本日平成27年5月21日付で裁判上の和解（以下「本和解」といいます）が成立し、特別利益が発生する見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 和解の相手方（原告）の概要

- | | |
|---------|-----------------------|
| (1) 名 称 | カイスアート株式会社 |
| 所 在 地 | 大韓民国ソウル特別市江南区清潭洞97-16 |
| 代 表 者 | 代表理事 柳 明粉 |
| (2) 名 称 | 柳 明粉 |

2. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

ダブルラックは訴外アートコレクションパートナーズ株式会社(本店：韓国ソウル市。支店：東京都新宿区)との間で「買戻条件付美術品売買契約書」に基づき美術品の売買取引（美術品担保融資事業）を行っておりました。上記契約の目的物となっている一部の美術品等（以下、「本件美術品等」といいます）につき、原告はアートコレクションパートナーズ株式会社へ返還請求をしたところ、アートコレクションパートナーズ株式会社はこれを拒否いたしました。そのため、本件美術品等を現在占有している株式会社ダブルラックが返還請求及び損害賠償請求訴訟の提起を受けたものです。

本件美術品等につきまして、ダブルラックが所有権を有することを前提に和解協議を行い、本日、裁判上の和解が成立するにいたりました。

3. 本和解の概要

- カイスアートは本件美術品等につきダブルラックが所有権を有することを認める。
- 本件美術品等を合計11億円でダブルラックが売り渡し、カイスアートが買い受ける。

※本件美術品等の売り渡しは3回に分けて行う。

4. 今後の見通し

本和解金については、平成28年3月期の連結会計年度において、カイスアートからの3回の入金をもってそれぞれ計上を行う見込みです。特別利益として計上が見込まれる金額は簿価及び訴訟費用との差額である417百万円（3回の合計額）を見込んでおります。

業績への影響が見込まれる場合には速やかに情報開示いたします。

以 上